

協議事項(4) 小学校の通学方法について

小学校2校の通学方法を決める。

【検討項目】

- ①通学方法について
- ②徒歩以外の通学方法の基準について

1. 国（文科省）では、スクールバス購入などの国庫負担等に関する施行令また公立小中学校の適正規模・配置に関する手引において次のような基準を示しています。

通学距離	小学校で4 km以内、中学校で6 km以内
通学時間	スクールバス等適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、おおむね1時間以内

2. 新設校の状況等

	設置場所	通学区域	現況の通学方法
豊前北小学校	現八屋中学校	八屋、宇島、三毛門地区	・徒歩
豊前中央小学校	現千束中学校	大村、角田、山田、千束、黒土、横武地区	・徒歩 ・市バス(定期:無償) ・旧畑小学校区 ・旧川内小学校区

3. 教育委員会の考え

通学方法		備考
原則	・徒歩	集団登校
徒歩以外 おおむね2 km以上	・スクールバス ・市バス(定期:無償) ・専用スクールバス	

■学校再編にむけたスクールバスの運営形態

(スクールバス:遠距離通学の児童生徒の通学手段の確保を目的として運行されるバス)

ア. 市バスを活用

- ・豊前市が直営で運営する市バスを活用し、児童生徒は、一般の乗客とともに乗車
- ・通学区域に市バスの路線がある場合に利用(再編に向けた新しいバス路線も検討中)
- ・児童生徒が購入する定期(通学費に相当する費用の全部)を豊前市が負担
- ・角田小学校(旧畑小学校区)、山田小学校(旧川内小学校区)、合岩小学校(旧上川底、岩屋、郷山小学校区)の児童が現在利用。山田小は児童のみの乗車便となっている。

イ. 専用スクールバス

- ・豊前市が直営または委託で運営する、児童生徒のみが乗車する専用のスクールバス
- ・通学区域に路線バスがない場合は、児童生徒専用のスクールバスを運行
- ・運営費用は行政が負担し、利用者費用負担は発生しない
- ・登下校の時間帯は、児童生徒のみが乗車し、空き時間を路線バス等、他の用途に利用することも検討

■おおむね2km以上の考え方

- ・直線距離で半径2kmにかかる行政区の児童を対象
⇒問題点:スクールバス対象外の地区の児童より、通学距離が短い児童が対象になる場合がある

【他市の例】

- ・実測距離で2km以上
- ・1.5～4 kmを超える集落・自治会・地区
- ・おおよそ1.5km以上離れた場所で民家等人気の無い状態が500m以上継続する通学路となっている児童
- ・学校から1.25 km以上の自治会の1年生～3年生の登校時のみ
- ・直線距離で2km以上。1、2年生は1.7 km以上